

公告第 3 号

農業経営基盤強化促進法第 19 条第 1 項の規定により、地域農業経営基盤強化促進計画の案を策定しましたので、同法第 19 条第 7 項により次のとおり公告し、地域農業経営基盤強化促進計画の案を縦覧に供する。

なお、各計画の案に意見がある者は、縦覧期間が満了する日までに、諸塚村長に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

令和 7 年 3 月 10 日

諸塚村長 藤 崎 猪 一 郎



- 1 地域農業経営基盤強化促進計画（案）を作成した地区
別紙一覧に記載の 17 地区
- 2 縦覧場所
諸塚村役場 産業戦略課
- 3 縦覧期間
自 令和 7 年 3 月 10 日
至 令和 7 年 3 月 24 日